

## 訂正とお詫び

(訂正 No.8/平成 23 年 01 月 20 日現在)

【2011 年向け初級 I N P U T 講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト教材の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。  
誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように  
宜しくお願い致します。

### 【国民年金法】

頁数	行数	誤	正
94	H17-02E 3 行目	～乗じて得た額を <u>を</u> 設けられてい る。	～乗じて得た額を <u>加算する特例が</u> 設けられている。
		* 「過去問題集 3」の 34 頁も同様。	

【厚生年金保険法】71 頁 下部表内（各横線が抜けています。）

(誤)

遺族厚生（共済）年金 老齢基礎年金	老齢厚生（退職共済）年金 障害基礎年金	遺族厚生（共済）年金 障害基礎年金
老齢厚生年金 + 遺族厚生年金 老齢基礎年金 or 障害基礎年金	老齢厚生年金 + 遺族共済年金 老齢基礎年金 or 障害基礎年金	
遺族厚生年金 + 退職共済年金 老齢基礎年金 or 障害基礎年金		: 経過的寡婦加算は支給停止される

(正)

遺族厚生（共済）年金 老齢基礎年金	老齢厚生（退職共済）年金 障害基礎年金	遺族厚生（共済）年金 障害基礎年金
老齢厚生年金 + 遺族厚生年金 老齢基礎年金 or 障害基礎年金	老齢厚生年金 + 遺族共済年金 老齢基礎年金 or 障害基礎年金	
遺族厚生年金 + 退職共済年金 老齢基礎年金 or 障害基礎年金		: 経過的寡婦加算は支給停止される

【厚生年金保険法】72 頁 下部表内（各横線が抜けています。）

（誤）

【例外2】旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金、障害年金の受給権者（ <u>65歳に達している者に限る</u> ）の併給（4項・5項）（平9択）（平18択）（平19択）		
<新法> 遺族厚生年金	<新法> 老齢厚生年金	<新法> 遺族厚生年金
<旧法> 老齢年金	<旧法> 障害年金	<旧法> 障害年金
: 経過的寡婦加算は支給停止される		
【例外3】旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金の受給権者（ <u>65歳に達している者に限る</u> ）の併給（6項）		
<新法> 遺族厚生年金・特例遺族年金又は遺族共済年金		
<旧法> 老齢年金等 × 1/2		

（正）

【例外2】旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金、障害年金の受給権者（ <u>65歳に達している者に限る</u> ）の併給（4項・5項）（平9択）（平18択）（平19択）		
<新法> 遺族厚生年金	<新法> 老齢厚生年金	<新法> 遺族厚生年金
<旧法> 老齢年金	<旧法> 障害年金	<旧法> 障害年金
: 経過的寡婦加算は支給停止される		
【例外3】旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金の受給権者（ <u>65歳に達している者に限る</u> ）の併給（6項）		
<新法> 遺族厚生年金・特例遺族年金又は遺族共済年金		
<旧法> 老齢年金等 × 1/2		

【厚生年金保険法】92 頁 下部表内（横線が抜けています。）

（誤）

□)	【厚生年金保険の加入期間に係る老齢基礎年金の額】 =		
	780,900 円	× 改定率	× $\frac{\text{昭和 36 年 4 月 1 日以後で 20 歳以上 60 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{\text{加入可能年数} \times 12}$

（正）

□)	【厚生年金保険の加入期間に係る老齢基礎年金の額】 =		
	780,900 円	× 改定率	× $\frac{\text{昭和 36 年 4 月 1 日以後で 20 歳以上 60 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{\text{加入可能年数} \times 12}$